

戸籍の振り仮名記載について

1. 制度の概要

令和7年5月26日に施行された戸籍法の一部改正により、これまで戸籍においては、氏名の「振り仮名」は記載されていませんでしたが、新たに記載することになりました。

2. 仮振り仮名の通知と振り仮名届出

(1)通知

恵庭市に本籍を置く本籍人について、全国の住民基本台帳に掲載されている「読み仮名」を、住民基本台帳ネットワークを通じて収集し、「仮の振り仮名」として通知する。

通知発送予定日 : 令和7年7月14日

通知予定数 : 36,500 件程度

恵庭市本籍数 (令和7年5月末現在) : 26,874 件

恵庭市本籍人数 (令和7年5月末現在) : 64,951 人

(2)届出

- 通知の内容が正しければ届出の必要はない。
- 仮振り仮名に誤りがあった場合に、振り仮名の届出を行っていただく。
- 届出はオンライン届出(マイナポータル利用)のほか、戸籍担当窓口や郵送で受付。
- 期日までに氏及び名の振り仮名届出をすることで振り仮名が公証され正式に戸籍に記載される。
- 期日までに届出がなかった場合は、「市町村長記録」として通知に記載された仮振り仮名がそのまま戸籍に記載される。

3. 問合せ窓口

通知や届出に関する問合せに対応するためコールセンターを設置する。

電話番号 : 0570-028-015

受付時間 : 9:00~17:00(休日・年末年始除く)

※令和7年6月9日から令和8年3月31日まで(令和8年4月1日以降は、戸籍担当受付)

4. スケジュール

令和7年5月26日 氏及び名の振り仮名届出開始(令和8年5月25日まで)

令和7年6月9日 恵庭市戸籍振り仮名問合せ専用コールセンター設置

令和7年7月14日 通知書発送予定日

令和8年5月26日 仮振り仮名の市町村長記録開始(3か月程度の間戸籍記載される)